

○総務省令第百八号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十五日

総務大臣 金子 恭之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>第五号の九様式（用紙日本産業規格 A 4）（第一条関係） 様式別紙挿入</p>
<p>改正前</p>	<p>第五号の九様式（用紙日本産業規格 A 4）（第一条関係） 様式別紙挿入</p>

附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。